相崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する



柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会(「地域の会」)

柏崎刈羽地域では、現に存在する原子力発電所と対峙して生活せざるを得ません。 それが事故無く稼動することは、個々の考え・主張の如何によらず、住民の最低かつ 共通の思いです。

「地域の会」では、発電所そのものの賛否はひとまず置いて、安全運転に係る事業者や行政当局の必要にして充分な情報提供に基づき、発電所の安全について状況を確認し、地域住民の素朴な視線による監視活動を行うとともに、必要な提言を行うことを目的に、平成15年5月に発足、設置趣旨に沿った様々な活動を行っています。

地域の会 概要

①会員は、柏崎市、西山町、刈羽村に在住し、会が認める各種団体および 地域の推薦を受けた24名の委員で構成。任期は2年。

キーワード解説 ………3

地域の会に寄せられた声「みんなの広場」 ……4

- ②会の任務: (1)原子力発電所の運転状況及び影響等の確認・監視
 - (2)事業者等への提言

第13回定例会を開催

第14回定例会を開催

発電所を巡る動き

- (3)会での議論、活動等の住民への情報提供
- (4)委員の研修
- (5) その他会の目的を達成するために必要と認められる事項
- ③県、市町村、国、事業者はオブザーバー、又は説明者として出席
- ④会議の種類:定例会(毎月1回) 臨時会(必要に応じ開催)
 - ※会は、すべて公開。

地域の会 国・東電に対する提言書全文

告があった。

な見直しを行

ったとの

東京電力株式会社への提言

1年間を総括しての提言 「地域の会」は、貴社の不正問題をきっかけに柏崎刈羽 地域における原発に賛成、反対、中立の立場の委員24 名で発足しました。従来ならば賛否の意見を持つ両者 が同席して継続的に議論することなど考えられない ことでしたが、こうしたことを乗り越えて会が発足した ことは、この問題を市民がいかに深刻かつ重大に受け 止めていたかを認識しなければなりません。 会では発足以来1年間、何度も貴社から説明を受け、

発電所の現場を確認し、意見交換をしてきました。 最後の2号機の運転再開を迎えて、1年間の総括の

意味を込めて会で意見交換を行いました。 ここに委員の総意として下記のとおり提言いたします。 記

- 発電所内での全ての事は東京電力が責任を持つべき もので、体質改善を継続すべきであります。発電所 で働く全ての人たちが、地域に信頼される発電所 を目指して全力で取り組まれるよう求めます。
- 東京電力が自身で立てた再発防止策は地域への約束 であり、引き続き真摯に取り組まれるとともに、進捗 状況を定期的に地域住民に説明されるよう求めます。

経済産業省原子力安全・保安院 柏崎刈羽原子力保安検査官事務所への提言

1年間を総括しての提言 「地域の会」は、東京電力の不正問題をきっかけに柏崎 刈羽地域における原発に賛成、反対、中立の立場の委員 24名で発足しました。従来ならば賛否の意見を持つ 両者が同席して継続的に議論することなど考えられない ことでしたが、こうしたことを乗り越えて会が発足した ことは、この問題を市民がいかに深刻かつ重大に受け

止めていたかを認識しなければなりません。 会では、この1年間、シュラウドや再循環系配管のひび 割れ問題や新たな原子力安全規制制度など何度も説明 を受け、発電所の現場を確認し、意見交換をしてきました。 最後の2号機の運転再開を迎えて、1年間の総括の 意味を込めて会で意見交換を行いました。

ここに委員の意見の共通項をまとめ、下記のとおり 提言いたします。 記

- 国の原子力行政について、国民及び地域住民が納得し、 信頼できるような体制とすることを求めます。
- 規制当局と被規制者である事業者とのあり様が国民の 目に見えるよう透明性を確保する仕組みにして下さい。

そな見しか抜 また原子炉格納容器の漏洩 電 率 って、 かっ **|抜いて正すことができ力による不正を的確に** |為があったなどの東京検査において、不適切な 関して、自主点検記録に てその反省のうえに ラウ な記載があ 安全規制制度の抜本 たことを認めた。 安全·保安院 ひび ったこと、 れ

と説明した。その対策として、 べき姿を認識するとともに、から見直し、原発の本来ある のために、日常の業務を足元 連の不祥事の再発防 営管理が行える体 それに対して東京電力は、 からより現場に密着した とし て明確化する 止

問題

を総

機関としての力を発揮すべきだ 保安院は自らの広報よりも規制

問題の解明ができるのか。 出し問題に関しても核心に迫った えば管理区域からの物品の持ち の力を示すべきではないか。例 よりも、 保安院は自らの広報活動 本来の規制機関として

知ってもらうために、新しいパン 出しについては特別調査課で、現在、 フレット(チェックマン)を作成 た。管理区域からの物品 まずは保安院の業務内容を |の持ち

今後の広報官の活動に期待したい。 のも保安院の仕事だと思うので、 は非常に分かりやすい。多くの情報 理解しづらかったが、「チェックマン」 いうが、全く逆の評価もある。 を整理し、きちっと伝えてくれる 保安院の1年前の説明は 肯定的な評価だったと 「チェックマン」は世論調査

仃錯誤しつつやっているつもりだ。 「チェックマン」については、

> の25%を点検し、それ以外の箇所 取り替えた配管は10年で全溶接線 れているものは従来どおり10年間 は5年間で10%点検するという 確保できる。 で2%点検ということで健全性は ないものは、5年間で0%点検応力腐食割れ対策が取られて 必要であり、逆に対策が取ら は、矛盾していると思わないか

原発の場合はどうなるのか。 われているのか。また柏崎刈羽 評定と公開はどのような形で行 している。柏崎刈羽原発については というが、今まで終わったものの の結果について、保安院が評定する (JNES)の「定期安全管理審査」 保安院のホームページに掲載 評定結果はプレス発表と同時 原子力安全基 盤 機

するという形を取っている。 が審査した結果を、保安院が評 定期安全管理審査の対象になる。 7月に定期検査に入る6号機から 価の方法としては、JNES

規制する保安院と事業者・東電の 緊張関係。をどのように確保するの

は保たれているのか。馴れ合 とはどのような形で行われるのか。 にはなっていないの その場合、原発内部の緊張関係 とりができるようにしていくことだ。 説明責任。それもわかりやすく 保安院の「抜き打ち的検査」 国の説明責任とは何 行ではなく、双方向のやり 動を説明するのが国 か。 か。

初期活動の基準

発電所周辺の環境放射線モニタリングで 空間線量率が毎時1マイクロシーベルト

行います。

対策本部設置準備や情報の収集を 災害に備えて警戒体制をとり、災害 場合、新潟県及び関係市町村は、原子力 関係市町村へ通報・連絡が入ります。 発生した場合、発電所から、国、新潟県、

柏崎刈羽原子力発電所で異常が

この通報が次の基準に当てはまる

に行っている。 特定しないで実施するなど頻繁 で今日はこれを見るとか、日常の ルも、あらかじめ時間や場所 東京電力の自主点検の現 査官の発電所内のパト \Box

チェックは意味をなさないと思う で、分離独立すべきではないか 保安院とJNESのダブル

究明できたのか。原因がわ がダブルチェックである。 安全委員会が独自に調査する 行われているかどうかを原子 であり、その規制行政が適正 分担で規制行政を担っているわ なければ、どんな規制・ル ない。保安院とJNESが役 ダブルチェックしているわけで 保安院とJNESが 保安院は、不正の原

優先するという管理体制がと の圧力が掛けられたのではない ないよう検査時間を短縮する 作っても安心できない。 工事が連続し、発電に影響を及ぼ さらに本来ならば安全が全て

か。 等 さ

されており、原子力災害応急対策と 防災計画・原子力災害対策編が策定

して次のような対策がとられています。

80・90年代に、大きな改

関係機関が一体となって住民の安全 のために国、県、関係市町村及び防災 周辺地域に及ぶおそれが生じたときの 所の異常事態により放射線の影響が られています。しかし、万が一、発電

と健康を守ることができるよう、地域

1

ル か 大

4月27日に知事が

、柏崎市長と刈羽村長

意向を確認した上で、容認することが

が行われました。

時

席者

明

日

出

連絡したと説明しました。

妥当と判断し

、その旨を国及び東京電力に

機の運転再開の要請があったことを受けて

明。また4月20日に東京電力から5号 崎市、刈羽村の三者で行っていることを

第13回定例会の概要

東京電力による一連の不正問題を摘発

できず、指導・監督が不十分だったこと

を総括し、安全規制の抜本的見直しを

行ったとの説明があり、その後、地域の会 からの国・東電に対する提言、意見交換

(2 F 研修室)

東京電力(株)

19名(欠席5名)

地域担当官事務所、 ●前回定例会以後の動き ●不正問題に対する国、東京

電力の総括報告

●地域の会からの提言 委員意見交換

平成16年6月2日(水)

柏崎刈羽原子力広報センター

保安院、保安検査官事務所、

新潟県、柏崎市、刈羽村、西山町、

13回定例会では、原子力安全・保安院が、

行っていた原発の状況確認を、4月以降、県

新潟県は、これまで月に一回、県単独で

会以

後

この部分が弱かったと原因 れていなければならないの

程度のものだったのか。 賄ったことによるコストはど いうチェック体制に移行した。 ら品質保証体制全体を検証する このことから機器類の検査 この1年8カ月、原子 し、代替の火力発電

数千億円のコスト増となっ



▲第13回定例会 会議風景

の退避、避難などの緊急事態応急

(原子力防災センター)において、住民

対策を一体的に連携して実施します

県柏崎刈羽原子力防災センター

東京電力及び防災関係機関は新潟

します。また、国、新潟県、関係市町村、

新潟県、関係市町村は災害対策本部

影響が及ぶ恐れがある場合には、国、

事故の状況が悪化して、住民へ

応急対策活動

特定事象に先行する事象が認められるとき

(平常時の約25倍)を超えたとき

を設置して応急対策活動を開始

初期活動

分

●防災に関する知識の普及

- 原子力防災計画の内容
- ●住民への指示・伝達

- ●緊急時環境放射線モニタリング
- ●緊急時医療

子力発電所の運転にあたっては

法令などに基づいて安全対策が講じ

災をテー

50万4000錠になる。

事故が発生して放射性物

回定例会以後の 動き

県から次のような説明がありました ○月例状況確認として県市村で1~7号機運転保守 ついて状況確認を行った。 機でそれぞれ発生した出力低下のトラブルに 状況を確認、また、6月17日の5号機、6月21日の1号

東京電力からの2号機の運転再開要請を受け を連絡した。 容認を伝達、知事は国と東京電力に運転再開容認 保安院による安全確認状況の詳細説明などの 連の流れを受けて、市長・村長が県に運転再開

全号機が運転再開したことに伴い、県知事、柏崎市長、 (7月6日の市長の要請は当日説明していない) 刈羽村長とで三者会談を行い、不正問題を総括した。

臨界事故から得た安全規制

体

事故発生、即退避ではないの

か

陥ってはいないか総合防災訓練は形式主義に

重点対策地域10㎞圏内と

防災

(柏崎市三和町)

センター

設立の経緯やその

防災専門官から、原子力防災

した楕円ではないのか。また10 同心円ではなく、風向きを考慮 いうのは妥当なのか。エリア図は

M圏内を超えたら、ヨウ素剤も

第14回定例会の概要

14回定例会では県及び事業者から2号機の運転 再開容認に伴う全号機再起動に至るまでの経過報

引き続いて原子力防災センター及び放射線監視 一の視察が行われ、国と県からの原子力防災に る説明を受けて、出席者間の意見交換が行われました。 平成16年7月7日(水)

所 柏崎刈羽原子力防災センター

席者

17名(欠席7名) 説明者 防災専門官、新潟県、県放射線監視センター

柏崎市、刈羽村、西山町、地域担当官事務所、 東京電力(株)

柏崎原子力防災センター、及び放射線監視センタ

●全号機再起動の経過説明

●原子力防災に関する説明

調整が役目。万一、専門の治療を

医療班は医療機関との連絡

漂う中をかいくぐってくるのか

市内には放射線担当の人はいなく

医療班が来るというが

気候条件などを勘案して、今に

いる。ただ実施時期について

後は、

市町村現地対策本部を設置します。 原子力防災センターにおいては を市役所、町・村役場内に設置し 刈羽村・西山町は、災害対策本部

(新潟県及び柏崎市・刈羽村・西山町)災害対策本部の設置基準

考えて行くべき課題の一つだ

措置法 (原災法) 第10条に定める特定事象・発電所の事故により原子力災害対策特別

発生の通報があったとき

て、よそから来るという。放射線が

ヨウ素剤を配る。

退避し集合した場所において

放射線が漂う前に、住民が

県の総合防災訓練は平成8 から住民参加という形で実施し

て年る。

が立ち上がることになってい であれば、原子力防災センタ

よる被害が進展するような状

I 況

本部を設置します。また、柏崎市・

内に知事を本部長とする災害対策

なお、新潟県は原子力防災センター

当然想定しており、地震

やってヨウ素剤を配るのか。 質が浮遊しているなかを、どう

などへ移送する。

や千葉の放射線医学総合研究所 要する場合には、県立がんセンター

●委員意見交換

が機能するまで、どの程度の時間が

事故が発生し災害対策本部

定例会での県担当者説明

原災法第10条と特定事象

宣言発令の基準に達したとき

原災法第15条に定める原子力緊急事態

空間線量率が毎時5マイクロシーベルト

発電所周辺の環境放射線モニタリングで

を超えたとき

かかるのか。

30分~1時間くらいで配置

場

いいます。ならないことになっており、これを特定事象と

県、市町村及び防災関係機関に通報しなければ

する可能性のある特定の事象が発生した場合には、国

や発電所外への異常な放射性物質の放出に進展

線量率が毎時5マイクロシーベルトを超えた場合 原災法第10条では、発電所敷地境界付近の空間

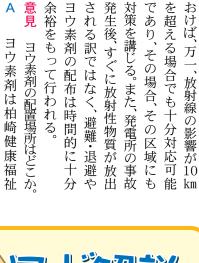
原災法第15条と原子力緊急事態宣言 付近の空間線量率が毎時500マイクロシーベ 物質の放出の兆候を示す事象が発生した場合) ルトを超えた場合や発電所外への異常な放射性 事態が発生したと認めたとき(発電所敷地境界 原災法第15条では、内閣総理大臣は原子力緊急 とする「原子力災害対策本部」を設置、原子力 には、原子力緊急事態宣言を発出し、自らを本部長



▲防災対策を重点的に充実すべき

地域の範囲

防災センターには「原子力災害現地対策本部」を 設置することとなっています。



原子力発電所で事故が発生し、放射性

物質が外部へ放出された場合に問題となる物質 つに「放射性ヨウ素」があります。「放射性 ヨウ素」は気体状に放出され、私たちの体に吸収 されると甲状腺に集まる性質があり、放射線の 内部被ばくによる甲状腺ガン等の原因となる

▲新潟県柏崎刈羽原子力防災センタ

という三つの課題を突き付け

余裕をもって行われる。

国の緊急時対応体制の強化 自治体の連携強化の必要性、

られた。

化することにも繋がった。

策特別措置法」を制定し、事業者

それにより「原子力災害対

防災対策上の責務を明

確

そのほか柏崎市役所、柏崎消防

本部、刈羽村役場、西山町役場等に

必要量を置いてある。合計では

事務所(旧 保健所)に16万4000錠

初動活動などにおける国・

安全規制体制の強化、そして

平成11年に東海村で発生した

OCの臨界事故。このとき

設立の引き金になったのは

概 ね 10

|加以内の対策を講じて

の定めた指針であり、一つの目安

10㎞圏内は原子力安全委員会

いうのは腑に落ちない。 配らないし、対策も講じな

説明が行われた。同センター 機能について、以下のような

可能性があります。ヨウ素剤は放射線を出さない 普通のヨウ素でできていて、服用すると甲状腺 に集まり、その後、「放射性ヨウ素」が体に吸収 されても甲状腺への集積を防ぐ効果があります。 ヨウ素剤は原子力発電所から 約10km内人口の10日分が、柏崎 健康福祉事務所(旧保健所)、 市役所・町村役場、消防本部

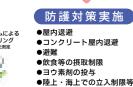
などに用意されており、必要 に応じて直ちに配布場所に 運ばれることになっています。

> 周辺住民への広報 原子力防災センター 国、県、市町村 防災関係機関 原子力事業者

放射線監視

防災行政無線・広報車など テレビ・ラジオ

建筑建筑的















20 日

東京電力㈱勝俣社長が知事・柏崎市長・

刈羽村長を訪問し、全号機運転再開の

謝意と今後の取り組みについて報告

色は行政の動き 色は東京電力の動き 18 日

について公表

号機の原子炉起動

15 日

号機の原子炉自動停止

の

調査

6号機の定期検査開始 原子炉が自動停止)

		J
4		
日		ı

知事 国に対し「新潟県の提案」で安全規制

体制の強化刷新等を再要望

2号機の発電開始

9 日 市長、議長 1号機の原子炉自動停止(発電機の保護

栓産大臣

柏崎刈羽原発視察、市長・村長と会談

国・東電に申し入れ

装置が作動し発電機が停止、これに伴い

30 日 柏崎市長及び刈羽村長が県庁において 全号機が運転再開したことに伴い、知事 三者会談を行い、今後の取組等について

2号機の原子炉起動

28 日

を受ける。

知事が柏崎市長及び刈羽村長の意向を と判断し、その旨国及び東京電力㈱に連絡。 確認した上で、容認することが妥当である

法律対象トラブル(1号 に関する状況確認 機出

県市村担当者が原子力安全・保安院か ら2号機の安全確認状況について説明 力低下)

23 日

県 5 日 柏崎市、刈羽村

22 日

出力復帰)

低下し、出力が約10万㎞まで低下。7月

東京電力 法律対象トラブル(5号機制御棒駆動系 号機の出力降下(復水器の真空度が 不具合) に関する状況確認 から2号機の運転再開の要請

、柏崎市、 、刈羽村

万松まで低下させた。翌日、 出力復帰)

17 日

の挿入圧力が低下したため、出力を一旦

5号機の出力降下(185本のうち1本 原子力発電所の組織改編について公表 (「ユニット所長」の設置ほか) 保安院との第1回定例意見交換会 ~7号機運転保守状況等の確認 、刈羽村による月例状況確認

16 日

11 日



目先の利益よりも 柏崎の未来を考えて

柏崎市 長谷川 伸子さん

原子力発電の世界の動向は縮小の方向に向 かっているが、日本では依然として進められ ている。莫大な税金をつぎ込み作った「もんじ ゆ」、老朽化した原子力発電所、また、核のゴミ

をどうするのか。核をめぐる問題は何一つ解決されていない。 柏崎市民は、未来に何を残そうとしているのであろうか。今、そこ にきちんと目を向ける必要があると思う。

私は、30年以上「将来を担っていく子どもをどう育てるか」、「命の 教育」にかかわってきた。しかし、子どもたちが日常的に汚染されたり、 事故により被ばくしてしまう環境であれば虚しさを感じる。

原子力発電所から様々な恩恵を受ける企業や事業者たちも、目先 の利益だけではなく、自分の子孫にどういう社会を残していくか、 その問題を真剣に考える時期が来ているのではないだろうか。

戦後の急成長を支えてきた官と業者との癒着、そのもとでの経済 の急成長がもたらした種々の矛盾は、原子力発電以外では、かなり 明らかになり、行政や企業も変わり始めている。しかし、東京電力の 体質だけは変わっていない。

東京電力の株主への事業報告書の中で、取締役社長の勝俣氏は「私 は、原子力不祥事以来、東京電力の再生を最大の使命として…。」と 述べている。つまり、住民の「生命と安全」が第一ではなく、東京電力 の再生が第一であると、はっきり述べている。このような古い体質 に依存しながら目先の利益を追求していくトップの姿勢は、そのまま 社員の姿勢となり、下請けとの「階層構造」は、内部告発が寄せられる まで実態把握ができない体質を生むのである。その古い体質に依存 しながら目先の利益を追求していく地元のさまざまな企業や業者が、 そういった構造をしっかりと見つめない限り、地元経済の未来も 決して明るいものにはならないのではないだろうか。

今後、「地域の会」へは実のある議論を期待したい。

「視点」では皆様のご意見をお待ちしています。 宛先は下欄住所まで、またメールでも受付けております。

地域の会に寄せられた

チェックマンとして 活動してください

西山町 大谷 征紘さん

友人に「『視点』見てるか?」と聞かれ、はて、 何の事かと思っていたら、「柏崎刈羽原子力 発電所の透明性を確保する地域の会」情報誌



6月4日

5号機の営業運転再開

10 日

柏崎市、

7 日

と知らされ、見たことはあるが中身については全く頭に残っていなかった。 地域の会の存在も「視点」が「地域の会」の情報誌であることも、 まして友人が「地域の会」の委員であることも知らない始末。

友人曰く、「オラホウ(俺達)の地域は原発が有る以上、賛成、反対 にかかわらず地域が安全で安心して暮らせるように事故を起こさせ ないように監視していかんばならん。お前も原発に対して関心が有る だろう。これを読んで感じたことを聞かせてくんねえか。」と言って 情報誌・第7号を置いていった。

読んで見たものの今までの1号~6号、ほとんど頭に残っていない ので取り寄せてもらい、今度はじっくりと読ませていただきました。 原発の必要性や怖さは自分なりに考えていましたが、国や行政が しっかり監督すれば大丈夫だろう(不安はあるが)と思っていました。 原子力の世界は意見を戦わすことを嫌い、一つの方針が出される とその方向へ流れ、批判をタブー視する世界であるそうですが、「地域 の会」の皆さんの活躍は国に対しての要望、事業者に対してトラブル 原因、対策を徹底追求し、想像以上の成果を上げていることに大変 感謝致します。

どんな安全基準を作り上げてもヒューマンエラーは発生する、 それには何重ものチェックが必要、事業者に対しても「ごまかし」「嘘」 のない安全性を極めてもらうことと思います。「地域の会」の存在で 事業者も十分気遣いすることでしょう。それだけでも意義がある。 放射能が残るかぎり、"チェックマン"として活動していただきたい と思います。

地域の会ではホームページで 活動の全てを公開しています。

ホームページでは活動状況をタイムリーにお知らせすると共に、 会議録、会議資料の全文を公開しており、資料をダウンロード することもできます。

また、ホームページおよび地域の会に対するご意見・お問合わせ について、ホームページ上からも受け付けています。

http://www.tiikinokai.jp

をいかに確保するか、そんな思いで議論が けられている「地域の会」の中味をもっと 住民の不信をかっている原発問題の透明性 (広報委員S)

するのが当たり前のようになっている。 は発言者が多く、 委員会で議題も決められる。月1回の定例会 `いつも予定時間をオーバー

進められるが、この会は委員同士の運営 られてきた。ふつう、行政が関与する委員会 遠慮なく意見をぶっつけるのである。 こうした光景が1年以上にわたって続け 役所が用意したシナリオに沿って議事が

意見がだされる。24人の委員が代わる代わる させた。原発の停止とか、行政に対する勧告 柏崎市をはじめとした関係方面には厳しい それなりに重く受け止められていると思う。 の透明性を確保する地域の会」を行政、東電 に対する監視を目的として、昨年5月発足 人れられないと考えた新潟県、柏崎市、刈羽村、 権限は [山町は賛成・反対の住民が参加した「原発 一度開催される定例会は、東電、国や県、 ひとつもない が、委員の発言は

入れるとした。しかし、こうしたことは受け 地域情報会議」を作り住民の批判を受け 般的認識みたいだ。一昨年8月の事故隠し (電が作った会? 域の会ってなんでえ? こんな認識が住民 一環として自 地域の会って 5

P00

発行